

# ⑤

令和4年結城市議会第4回定例会

## 請 願 書

請願第 5号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを 求める請願書.....	2
--	---

請願第 5号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書

令和4年12月7日 提出

結城市議会議長 早瀬悦弘

請 願 文 書 表

受理 番号	請 願 の 趣 旨
5	<p>国は2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施するとして、事業者登録を進めているところです。これまで消費税制度は小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下では、納税義務を免除してきました。インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書の事です。</p> <p>インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業者となり、消費税納税の義務が発生します。課税業者にならなければ、取引から除外される可能性もあります。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられます。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度です。国・地方公共団体においても、課税資産の譲渡等を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがあるため、必要に応じ、一般会計又は特別会計ごとに「適格請求書発行事業者」の登録を要することになります。このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会はじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。</p> <p>多くの中小零細事業者や個人事業主は苦境に陥っており、事業継続と再生のための支援を必要としています。さらに、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。</p> <p>以上の趣旨から、以下の事項を請願します。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 消費税インボイス制度の実施を中止することを求める意見書を国に提出すること。</p>

	請願者の住所氏名	紹介議員	受理年月日
	茨城県結城市山川新宿1222-1  茨城県西農民センター 飯田 和夫	平 陽子	R4. 11. 24